

平成 26 年 4 月改定

貸切バスの公示運賃・料金についてのご案内

**快適・楽しい
バスの旅を
提供するために**

貸切バスを安心・安全に
運行しましょう。



平成 26 年 4 月より、貸切バスの公示運賃・料金の改定がありました。より安全に安心して乗車していただくために違反者に対しての罰則などが強化されます。

運送を引き受ける際にはいかなる時でも 引受書の交付、保存(3年間)が 義務づけられました。

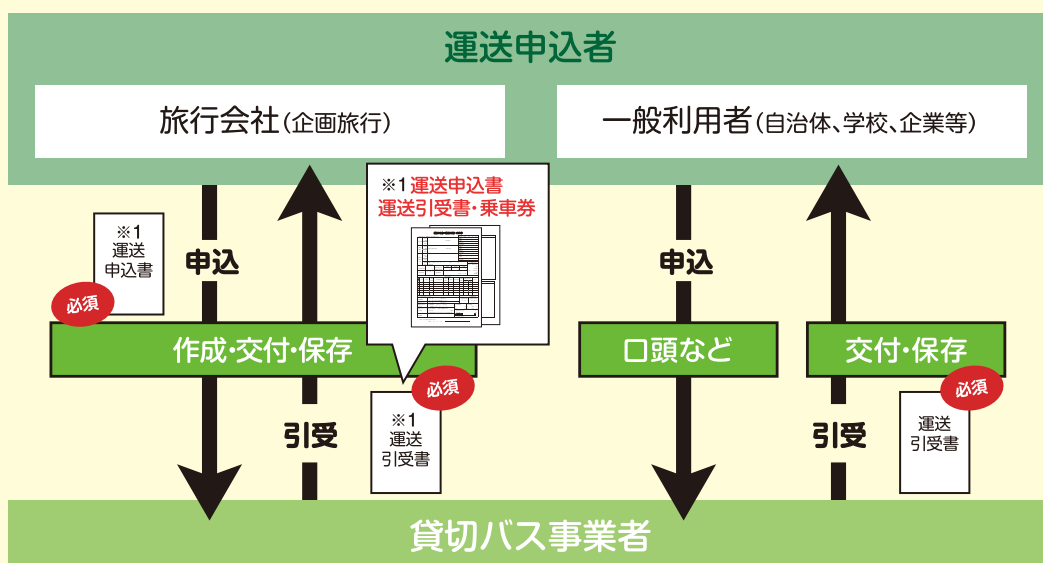
旅行者をはじめとする「発注者」と 「貸切バス事業者」間の取引内容の明確化

法令に違反する内容での契約や運行の確認の容易化。

●旅行者・貸切バス事業者の自己確認 ●監査等による事後確認

運送契約後の請求書について

貸切バス事業者から運送申込み者へ発行する請求書には
運賃・料金・消費税を明確に記載することが義務づけられています。



九州運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

❗ 下記項目をよくお読みください。

ご注意ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の
安全を阻害する行為が行われた場合の対応について。

旅行者の場合

安全阻害行為に旅行者の関与が疑われる場合は、
観光庁に通報、立ち入り検査等旅行業法に基づいた対応がとられます。

自治体の場合

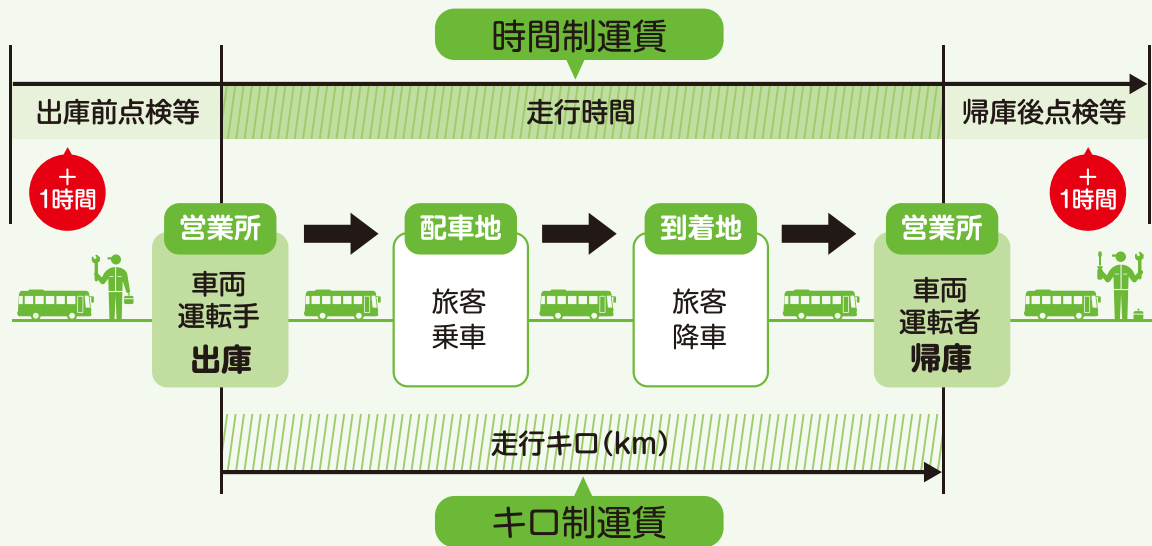
自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、
地方自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言を行います。

貸切バスにかかる金額は



運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



回送料金・航走料金は時間運賃の対象となります。

時間制運賃について

現行の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間分を全ての運行に加算し、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

- ※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合
宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間を点検等の時間とし、加算。
- ※フェリーを利用した場合
フェリー乗船中も時間運賃とし、8時間を上限として加算。
(超える場合は休憩時間)

キロ制運賃について

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

3時間以内の運行の場合(最低運賃)

(3時間 + 2時間) × 時間単価 + キロ制運賃

平成26年4月からの公示運賃 (九州運輸局)

運賃	時間制運賃 (1時間当たり)	車種	上限額	下限額
		大型車	6,910円	4,790円
		中型車	5,830円	4,040円
		小型車	5,010円	3,470円
	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	150円	100円
		中型車	130円	90円
		小型車	110円	80円

運賃

+

料金

+

運賃

運賃の公示価格早見表

大型車

車両の長さ 9m 以上または
旅客席数 50 人以上

中型車

大型車・小型車以外のもの

小型車

車両の長さ 7m 以下または
旅客席数 29 人以下

時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	34,550	23,950
5時間 +2時間	48,370	33,530
7時間 +2時間	62,190	43,110
9時間 +2時間	76,010	52,690
11時間 +2時間	89,830	62,270

時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	29,150	20,200
5時間 +2時間	40,180	28,280
7時間 +2時間	52,470	36,360
9時間 +2時間	64,130	44,440
11時間 +2時間	75,790	52,520

時間制運賃

実拘束時間	上限	下限
3時間以内+2時間	25,050	17,350
5時間 +2時間	35,070	24,290
7時間 +2時間	45,090	31,230
9時間 +2時間	55,110	38,170
11時間 +2時間	65,130	45,110

※実拘束時間とは走行時間に2時間(出庫前及び出庫後の点検等の時間)が加算されたものです。
※3 時間以内の時間運賃は同一となります。

キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	7,500	5,000
100km	15,000	10,000
150km	22,500	15,000
200km	30,000	20,000
300km	45,000	30,000

キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	6,500	4,500
100km	13,000	9,000
150km	19,500	13,500
200km	26,000	18,000
300km	39,000	27,000

キロ制運賃

走行キロ	上限	下限
50km	5,500	4,000
100km	11,000	8,000
150km	16,500	12,000
200km	22,000	16,000
300km	33,000	24,000

運賃の基本的な計算について

- ・運賃は、車種別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。
- ・運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

時間制運賃

(走行時間+2時間点検等の時間)×時間単価

※30分未満は切り捨て、30 分以上は1時間に切り上げ。

キロ制運賃

走行キロ×キロ単価

※10km 未満は10kmに切り上げ(回送キロは1km 未満は1kmに切り上げ)

運賃の割引

- ①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。
※時間制運賃、キロ制運賃を足した合算運賃の下限額が限度。
- ②学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については2割引。
※時間制運賃、キロ制運賃を足した合算運賃の下限額が限度。
- ③2つ以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

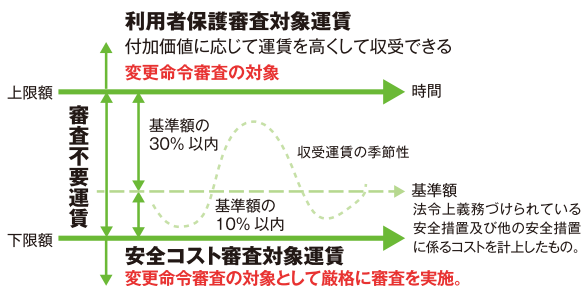
審査不要運賃の基準額を超えた場合は変更の届出及び審査が必要です。

審査不要運賃の基準額の上限は 30% 以内、下限額は10% 以内です。
この範囲を超えた場合は変更の届出及び審査が必要です。

安心・安全の運行のため、運賃に「審査不要運賃」と「安全コスト審査対象運賃」「利用者保護審査対象運賃」の枠組みを導入。

コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定した合理的でわかりやすい制度である「時間キロ併用制運賃」に移行・一本化しました。

※料金制度は一部を運賃に包含し、残りを簡素化し、基本的に自由に設定することができることとする。「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「時間・キロ選択制運賃」、「行先別運賃」は廃止。



実費

により決定します。

料金



料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

新たな運賃料金制度の料金の取り扱いについて

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。(交替運転者配置料金は額を公示)

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。

交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用。

(具体的には、時間あたりの運賃単価及びキロあたり運賃単価の人件費相当額。)

② 深夜早朝運行料金

深夜 22 時～翌朝 5 時の間に点検の時間及び走行する時間が生じた際に適用される料金。新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないため、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できる。

③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数) とした時に 70% 以上高額の場合のみ適用。

料 金		上限額	下限額
交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km 当たり)	10円	10円
	時間制料金 (1 時間当たり)	2,700円	1,870円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金) の 2 割以内	
特殊車両割増料金		運賃の 5 割以内	

実費



運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例. ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。

新公示運賃は必ず届出が必要です。

届出を行わない場合は、法令に基づき、警告や行政処分等を行います。

貸切バスの運賃・料金事前届出違反に体する処分基準

一般乗用旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの
行政処分等の基準(抜粋)

適用条項：道路運送法第9条の3第3項[料金事前届出、料金変更事前届出違反]
初違反…20日車の車両使用停止 / 再違反…40日車の車両使用停止

一般貸切旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの
行政処分等の基準(抜粋)

適用条項：道路運送法第9条の2第1項[運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反]
初違反…警告 / 再違反…10日車の車両使用停止

(法第94条第3項)一般乗用同様への移行案あり

公益社団法人

鹿児島県バス協会

ホームページ <http://www.kagoshimabus.jp/>



お問い合わせ先